



概要版

「じぶんごと」



「みんなごと」



変化する社会の中でも、
安心していきいきと暮らせるまち いなべ



令和4年3月

いなべ市・いなべ市社会福祉協議会

1. 地域福祉とは

- 「福祉」は、「しあわせ」という意味を持つ「福」と「さいわい」という意味を持つ「祉」が合わさった“幸せ”を意味する言葉です。
- 「福祉」とは、生活に困っている人に手を差し伸べることや、援助することだけではなく、すべての人に等しくもたらされるべき“幸せ”のことであり、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことを言います。
- 一方、近年の社会情勢を見ると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより、全国的な人口減少は進み、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。そうした要因から福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。こうした一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要となっています。

「誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、助け合い・支え合いの取り組みを互いに協力して行い、幸せな生活の実現に向けて“地域”全体で推進していくこと」が『地域福祉』となります。

2. 計画の推進期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5か年を計画期間とします。なお、社会状況の変化など必要に応じて、適宜見直しを行うものとします。

3. 計画の基本理念

▼本計画の基本理念

『じぶんごと』『みんなごと』

変化する社会の中でも、安心していきいきと暮らせるまち いなべ

【基本理念に関するキーワード】

- ・『じぶんごと』…… 主体的な活動、自らを省みる勇氣
- ・『みんなごと』…… つながり・絆、一体的かつ重層的な連携
- ・『変化する社会』… 新型コロナウイルス感染症、予測が難しい大規模自然災害、多様性の社会、IT 技術の進展、人生100年時代の到来、福祉ニーズの多様化・複雑化 等
- ・『安心』…………… サービスの質の向上、相談窓口の充実、地域のつながり
- ・『いきいき』……… いきがい、関わりがいのあるまちづくり、必要なサービスを受けながら活躍できる環境づくり

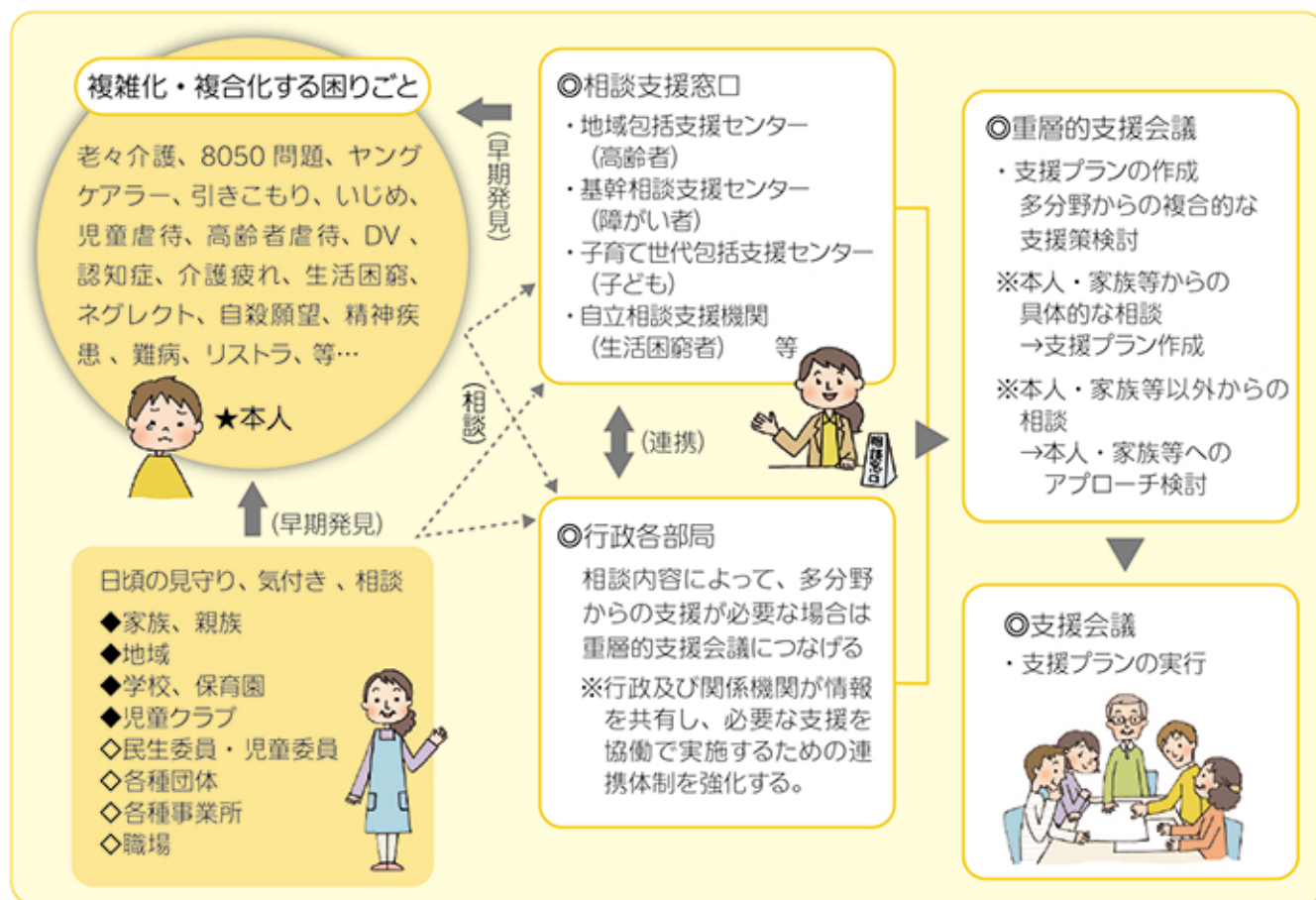


4. 第4次計画における重点ポイント

(1) 重層的支援体制の整備

本市の地域共生社会の実現に向けて、多様化・複雑化する福祉ニーズに効果的に対応するとともに、多様な関係者の連携を深め・広げながら、重層的・包括的な支援体制を築くために、重層的支援体制整備事業の構築を推進します。

▼本市の重層的支援体制整備イメージ



☆「共有・確認、振り返り、改善」を積み重ねる
→このプロセスを重視し、体制強化・関係者間の連携強化

(2) 変化の激しい社会潮流に対応した計画の推進

変化の激しい社会潮流の中では、各地域の地域資源や人材等の状況を踏まえた、迅速かつ柔軟な地域福祉の推進が必要となります。福祉分野の取り組みでは、緊急性の高い事象が優先される傾向があるため、関係者間での取り組みに対する振り返りと改善を重ねる機会を意図的に設定し、効果的な成長サイクルを構築する必要があります。

本計画では、関係者間における振り返りと改善を重ねる機会の確保を図り、各種取り組みにおける目的の共有や対象に応じた効果的な手段の選定、IT等の最新技術についての効果的な活用（ITリテラシーの向上やITが得意でない人の支援を含む）等を通じて、より効果的に地域福祉を推進します。

5. 施策の推進

基本目標 1 地域福祉を担う人づくり

地域福祉の推進にあたっては、市民が主体的に福祉に関心を持ち、互いに協力しながら取り組むことが必要です。

活動主体者アンケート調査では、活動上の課題について、「新規メンバーの加入が少ない」が最も高くなっており、行政が行う必要がある取り組みとして「活動の担い手となる人材の育成」「個人でいつでも参加できる仕組みづくり」が高くなっています。

今後は、活動主体者への支援や担い手の拡大を図るため、関連機関と連携した地域特性に応じた人材育成や自治会等の地域組織の自立支援及び支援者への支援（担い手のサポート）等に取り組み、地域福祉を担うひとづくりを推進します。また、市民が主体的に活動できるよう、情報提供体制の構築を図ります。

施策と主な取り組み

(1) 地域を支える担い手の発掘・育成

行政の取り組み ① 市民活動啓発事業の推進、② 手話奉仕員養成講座の開催、③ 食生活改善推進員養成講座の開催及び食生活改善推進協議会・会員育成講座の開催、④ 認知症サポーター養成講座及びステップアップ講座の開催

社会福祉協議会の取り組み ① ボランティアセンターの運営、ボランティア活動の支援の充実、② 若手新規会員の入会促進・外部共催等による老人クラブの充実

(2) 人権・福祉教育の推進

行政の取り組み ① 児童・生徒への福祉教育の充実、② 学援隊やコミュニティスクール事業による伝統・歴史の伝承活動を通じた学習の推進、③ 小中一貫教育における人権教育カリキュラムの整備、④ 教職員を対象とした、今日的人権課題についての研修機会の充実、⑤ 中学校人権教育推進事業の実施、⑥ 「愛と絆の映画館」事業の実施、⑦ いなべ市民人権フェスティバルの開催、⑧ 広報活動の充実（人権に関する広報誌の発行）

社会福祉協議会の取り組み ① 共同募金活動を通じた寄付文化の醸成、② 年代に応じた福祉啓発事業の推進

(3) 地域を伝える情報提供体制の整備

行政の取り組み ① 様々な媒体を活用した情報提供の充実、② 高齢者サービスのしおり・いなべ市内の事業所マップ（介護保険適用関係）等、福祉サービス情報冊子の充実、③ いなべ市・東員町在宅医療・介護サービスリストの充実

社会福祉協議会の取り組み ① 社協だよりを活用した情報発信の充実、② SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用した新たな情報発信

数値目標

指標	H 27 年度	R 2 年度	目標値
◎地域福祉への関心度 ・市民アンケートにおいて、福祉に「とても関心がある」 「ある程度関心がある」を合わせた割合	76.1%	72.9%	75.0%
◎地域活動の経験 ・市民アンケートにおいて「現在活動している」の割合	33.1%	27.0%	30.0%

基本目標 2 ふれあい、支え合いの地域・ネットワークづくり

本市においては、福祉委員会やふれあいサロンの取り組み等の地域主体のネットワークづくりを推進しています。しかし、活動状況や近所付き合いには地域差があり、地域の状況や課題に応じたネットワークづくり及びより効果的な情報の提供が求められています。

今後は、既存の活動やサービス、人的資源をつなげることで、高齢者や障がいのある人、子ども等すべての人々が支え合いながら、いきいきと暮らせるよう重層的なネットワークによる地域包括ケアシステムの充実を目指します。

施策と主な取り組み

(1) 支え合いのまちづくり

行政の取り組み ① 高齢者見守りネットワーク事業の充実、② 自治会を単位とした福祉委員会の設置促進、③ 地域コミュニティ等の育成支援

社会福祉協議会の取り組み ① 高齢者の見守りと安否確認の充実、② 福祉委員会の設立・運営支援、③ 見守り活動やサロン活動の継続支援、④ 住民同士が協議する場（各町単位）の推進

(2) 地域交流の促進

行政の取り組み ① 観光協会や商工会等が開催するイベントへの支援の充実、② 児童・生徒と地域や福祉施設等との交流の促進、③ 芋ほり体験、茶摘み体験、地域交流体操等による地域住民と保育園児の世代間交流の促進、野外体験保育の充実、④ 地域交流活動の充実

社会福祉協議会の取り組み ① 世代間交流の促進

(3) 多様な活動団体同士の交流・連携の促進

行政の取り組み ① 市民活動支援事業の充実、② ボランティア活動等 PR の充実

社会福祉協議会の取り組み ① 関連団体との情報共有による安否確認及び見守り活動の推進、② ボランティア連絡協議会の運営・活動支援の充実、③ ふれあいサロン等集いの場の開催支援、運営相談の実施

(4) 総合的な相談支援体制の整備

行政の取り組み ① 地域包括支援センターにおける相談窓口の充実、② 各種研修会等への積極的な参加等や、地域包括支援センター内での情報共有等による職員のスキルアップの推進、③ 処遇困難ケース等への対応について、多職種専門職と連携した支援の実施、④ 出前講座の開催、情報誌 Link やホームページ等による総合相談窓口の周知、⑤ 民生委員・児童委員の協力による「おたすけ箱」の設置、⑥ 障がい者総合相談窓口・障がい者相談員による相談活動の充実、⑦ いなべ市障がい者自立支援協議会の相談支援部会開催による情報交換、課題等の共有、⑧ 妊娠から就労まで途切れのない関係機関の連携による支援、⑨ LGBT 相談の実施及び支援体制の充実、⑩ 重層的支援体制の整備

社会福祉協議会の取り組み ① 障がい者等の総合的な相談窓口の充実、② ふくし総合相談窓口の充実、③ 民生委員・児童委員とのパートナーシップ（協働）

(5) 防犯・防災体制の構築

行政の取り組み ① 多様な情報媒体による防災情報の提供や啓発、② 防災に関する講演会の開催、③ 防災訓練の指導や資機材整備補助の強化による自主防災組織の支援、④ 多様な媒体による悪質な訪問販売や振り込め詐欺等についての情報提供及び啓発、⑤ 消費者被害の早期発見、早期対応、⑥ 消費者被害を防止するための相談窓口等の周知、⑦ 防犯パトロール物品の貸付による自主防犯団体活動の推奨

社会福祉協議会の取り組み ① 災害ボランティアセンター支援体制の確立

数値目標

指標	H 27 年度	R 2 年度	目標値
◎近所付き合いの頻度 ・市民アンケートにおいて、近所づきあいで「平日頃から家族ぐるみの付き合いがある」「困っているとき（病気・悩み・事故など）に相談をしたり、助けあったりする」「一緒にお茶を飲んだり、留守をするときに声をかけあう」を合わせた割合	32.2%	27.4%	30.0%
◎民生委員・児童委員 から地域包括支援センターへの相談件数（年間延べ） ・第2次いなべ市総合計画成果指標	169 件 ※H 26 年度	165 件	170 件

基本目標 3 安心して生活できる環境づくり

生活上の問題を解決・改善し、地域における自立した生活を支援していくためには、健康や福祉サービス、子育て支援等、日常生活における様々な支援の充実が必要です。

まずは、普段の暮らしをいきいきと過ごすための前提条件でもある健康増進について、その重要性の浸透や生活習慣の改善を進めていくとともに、移動支援等による日常生活の支援や社会活動の機会づくり、多様なサービスの効果的な提供体制の整備等を通じて、安心して暮らせる環境の構築に取り組みます。

施策と主な取り組み

(1) 健康づくりの推進

行政の取り組み ① 市民が自らの健康を増進し、環境づくりの支援、地域で生きがいとなる「幸せの生活の場」の継続的な展開、② 食生活改善推進協議会と連携した食生活改善事業の推進、③ メタボリックシンドロームに該当又はその予備軍として判断された人を対象とした予防教室の開催、④ 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができる期間の延伸・QOLの維持向上を図る

社会福祉協議会の取り組み ① ふれあいサロンへの出前訪問によるレクリエーションや健康体操等の実施

(2) 日常生活への支援

行政の取り組み ① 福祉バスの利用促進、② 「おもいやり駐車場利用証制度」の周知・啓発、③ 「いなべ命の相談電話事業」による電話相談窓口の充実

社会福祉協議会の取り組み ① 要介護者、要援護者、障がい者を対象にした移動手段の確保、② ひきこもり等に関する支援の推進（住民啓発、相談支援、集いの場の実施等）、③ 認知症高齢者に向けた支援の充実、④ 送迎活動の環境づくり

(3) 福祉サービスの充実

行政の取り組み ① 生活支援コーディネーターの配置、② 民生委員・児童委員及びケアマネジャーとの懇談会の実施、③ 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の充実、④ ケアマネジャーを対象としたケアマネジメント支援の充実、⑤ 障がい者の介護者における高齢化や親亡き後の支援の充実、⑥ 地域ボランティアの発掘及び子育て応援団が主体となって地域で開催する「あそびの会」の推進、⑦ 子育ての様々なニーズに対応するための環境づくりの実施、⑧ 特別支援保育コーディネーターを中心とした、特別支援保育の推進、⑨ 個別の相談支援ファイル「ハピネスファイル」の利用者拡大及び活用、⑩ 保育園・小中学校間の支援内容の途切れのない引継ぎなど、福祉・教育部門の連携強化、⑪ 子育て家庭とのつながりを深めるため、ブックスタート事業、ブック・Re スタート事業等の開催、⑫ 指定特定相談支援事業所等の相談支援専門員によるケアマネジメント支援体制の充実、⑬ いなべ市障がい者自立支援協議会の運営・推進、⑭ 障がい者の日常生活の自立支援

社会福祉協議会の取り組み ① 介護予防の意識付け、② 社協運営事業所による新たな介護人材の育成と定着支援、③ 地域活動支援センター事業の運営、④ 保育サービスの充実

数値目標

指標	H 27 年度	R 2 年度	目標値
◎認知症サポーター数（累計） ・第2次いなべ市総合計画成果指標	6,269人 ※H 26 年度	9,209人	9,300人
◎ファミリーサポートセンター会員数（累計） ・第2次いなべ市総合計画成果指標	317人 ※H 26 年度	418人	485人
◎地域ケア会議開催回数（年間延べ） ・第2次いなべ市総合計画成果指標	30回 ※H 26 年度	38回	50回

基本目標 4 誰ひとり取り残さないまちづくり

家族構造や経済情勢の変化などを背景として、従来の縦割りによる支援では対応が難しい福祉的課題の顕在化が近年の問題となっています。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により健康状態や経済状態が激変し、従来通りの生活を送ることが困難な状況に陥ってしまう方が発生していることが懸念されます。

今後は、行政の関係各課や社会福祉協議会、関係機関や団体との連携をより一層強化し、権利擁護や生活困窮者支援を推進していくとともに、判断能力に不安のある方への支援体制の充実や罪を犯した人の社会復帰に向けたサポート等に取り組むことが求められます。

施策と主な取り組み

(1) 権利擁護の推進

行政の取り組み ① 高齢者の権利擁護を目的とした被虐待者への支援及び虐待者へのアフターケアの実施、② もの忘れ初期集中支援チームによる認知症の早期発見・早期対応の実施、③ 緊急ケースの発生時におけるコア会議の開催、④ 認知症高齢者等 SOS ネットワークの事前登録の推進、⑤ 処遇困難ケースに関する専門性を活かした適切な処遇方針の樹立に向けた検討の実施、⑥ 虐待や DV 相談を含めた相談体制の充実、⑦ 夜間や休日対応にも備えた緊急連絡体制の構築、⑧ 育児不安など早期支援が必要な対象者のスクリーニング実施、⑨ 人権擁護委員による人権相談の実施

社会福祉協議会の取り組み ① 日常生活自立支援事業の推進

(2) 生活困窮者支援の充実

行政の取り組み ① 自立相談支援事業の実施、② 住居確保給付金の支給、③ 就労準備支援事業の実施、④ 学習支援事業の実施、⑤ 家計改善支援事業の実施、⑥ ひきこもりサポート事業の実施、⑦ ひきこもり等支援事業の実施、⑧ 多機関協働事業の実施

社会福祉協議会の取り組み ① 地域のネットワーク構築、② 就労・社会参加できる場の拡充、③ 食料配付事業（生活困窮者等支援）運営・継続支援、④ 地域食堂の開設、運営・継続支援

(3) 成年後見に係る取り組みの推進（いなべ市成年後見制度利用促進計画）

行政の取り組み ① 権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制整備、② 中核機関の設置及び運営

社会福祉協議会の取り組み ① 成年後見制度に関する連絡、相談窓口の充実

(3) 再犯防止に係る取り組みの推進（いなべ市再犯防止推進計画）

行政の取り組み ① 就労・住居の確保等、② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等、③ 学校等と連携した学修支援の実施等、④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等及び犯罪被害者等の心情等への理解促進、⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等

数値目標

指標	H 27 年度	R 2 年度	目標値
◎成年後見制度利用促進に関する中核機関の設置	—	—	1か所
◎生活困窮者自立支援事業における相談件数（年間延べ） ・第2次いなべ市総合計画成果指標	101件 ※H 26 年度	398件※	98件

※生活困窮者自立支援事業における令和2年度の相談件数実績値は、新型コロナウイルス感染症対策の影響により大幅に増加となっています。

6. 計画の推進

1. 多様な主体の協働による計画の推進

住民、地域、事業者、関係団体、行政、社会福祉協議会がそれぞれの分野において主体的に役割を果たすとともに、相互に重層的に連携することにより、地域全体で地域福祉を推進します。

2. 行政と社会福祉協議会の連携強化

地域福祉の推進にあたり、多様な福祉課題に効果的に対応するため、行政内の分野を横断した連携を強化します。

また、社会福祉協議会は、各分野での地域福祉活動における住民参加のプラットフォームとして、本市の地域福祉推進のための大きな役割を担っており、今後も行政と社会福祉協議会との連携をより一層強化し、本市の地域福祉を効果的に推進します。

3. 計画の進捗状況の把握と評価

本計画の進捗管理にあたっては、PDCA サイクル〔計画 (Plan)、実行 (Do)、結果分析・評価 (Check) 計画の見直し、改善 (Action)〕の視点に基づき実施します。

変化の激しい社会潮流に対応するため、従来よりも「計画 (Plan)」に係る時間を短縮し、定期的な確認を通じて、柔軟に活動内容 や仕組の改善を重ね続ける視点を持ち、計画の推進を図ります。

4. 持続可能な開発目標 (SDGs) の視点

本市は、2020 年度 SDGs 未来都市として選定されており、福祉分野にも好循環をもたらす可能性が期待されています。地域福祉の推進においても SDGs の理念を踏まえつつ、SDGs 未来都市の実現に寄与していきます。



第4次いなべ市地域福祉計画及びいなべ市地域福祉活動計画《概要版》

『じぶんごと』『みんなごと』

変化する社会の中でも、安心していきいきと暮らせるまち いなべ

いなべ市役所

福祉部 人権福祉課

〒511-0498

三重県いなべ市北勢町阿下喜 31 番地

TEL: 0594-86-7815

FAX: 0594-86-7864

いなべ市社会福祉協議会

地域福祉課

〒511-0428

三重県いなべ市北勢町阿下喜 2624 番地 2

TEL: 0594-41-2945

FAX: 0594-41-2949